

経営情報学会研究部会規則(参考)

第1条(目的)

研究部会は会員が一定のテーマの下に互いに発表し、討議し、研究し、会員の研究あるいは仕事に役立つような研究成果を得ることを目的とする。

第2条(設立および期間の継続)

研究部会の設立および期間の継続は、次の3つの方法による。

- ①研究委員会への申し立てによるもの。
- ②会長の発議によるもの(特設研究部会)。
- ③研究委員会の発議によるもの。

2. いずれも所定の用紙、所定の手続きによって理事会へ申請し、その承認を得るものとする。申請申立ての用紙及び研究計画の用紙は別に定める。尚、研究委員会への申し立てによる研究部会の設立および期間の継続申請手続きは、1月から2月中に行う。

第3条(構成)

研究部会の構成は次の通りである。

- ①研究部会員は、本学会員であること。但し、第2条②によるものはこの限りではない。
- ②研究部会は代表者としての主査1名と事務局としての幹事1名をおくこと。ただし同一人でもかまわない。

第4条(期間)

年度の最終の理事会で承認された部会を次年度の4月から発足し、研究部会存続期間は理事会の承認時より2ヵ年とする。ただし、理事会の承認を経て、2ヵ年単位に継続していくことが出来る。また、第2条②によるものは理事会で継続期間を確認する。

2. 第6条および第7条(2)に定める報告が提出されない場合、研究委員会は研究部会の活動および継続を停止することができる。

第5条(補助金)

研究部会は運営費用の補助金として、理事会の定める補助金を学会から得ることが出来る。

2. 本条第1項の補助金の執行は、活動ごとに適当な形式で研究委員会に報告し、研究委員会が事務局に対して出金依頼を行なう。

第6条(報告)

主査は年度末に研究部会の活動状況を研究委員会に報告しなければならない。

2. 理事会は、研究委員会に、研究部会の活動状況報告及び会計報告を求めることができる。
3. 研究部会は、活動期間の終了までに、活動内容を普及誌で公開しなければならない。

第7条(成果発表)

研究部会は、部会終了時までまたはその翌年度末までに、その成果を本学会研究発表大会またはそれに代わる機会に発表しなければならない。

2. 研究部会は、部会終了時に所定の用紙によって活動最終報告を研究委員会へ提出しなければならない。

第8条(規則の変更)

本規則の改廃は理事会の議による。

附則

1. この規則は、1992年9月19日より施行する。
2. この規則は、1994年10月15日一部改正した。
3. この規則は、1998年11月4日一部改正した。
4. この規則は、2002年1月7日一部改正した。
5. この規則は、2014年3月14日一部改正した。
6. この規則は、2017年3月10日一部改正した。